

～消費税率8%引き上げ決定～

『消費税転嫁対策特別措置法』ってなに？

今月1日消費税率の引き上げが正式に決定致しました。今回は『消費税転嫁対策特別措置法』についてご説明します。この法律は事業者の皆様をしっかりと守る法律で、すでに10月1日より施行されています。事業者としても消費者としても、知っていた方がいい内容です。ぜひ課税事業者でない方も、この法律を理解しましょう。

《消費税転嫁対策のポイント》

① 特定事業者(買い手)による転嫁の拒否行為は禁止されます

●次のような「減額」「買ったたき」は禁止されます。

<減額>

消費税分を支払わない

消費税を上乗せする契約をしていたのに、実際に支払う段階になって消費税分を下げる

<買ったたき>

原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して指定する

●次のような商品購入、役務利用または利益提供の要請は禁止されます。

<利益提供の要請>

消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金を要求する

消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手の従業員やスタッフの派遣を要請する

<商品購入の要請>

売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、消費税の上乗せに当たって不利な取扱いをすることを示唆する

<役務利用の要請>

売り手にディナーショーのチケットの購入をお願いしたり、買い手が保有する宿泊施設の利用を要請したりする

消費税分値上げするなら、うちのチケットを買ってよ。



●次のような本体価格(税抜価格)での交渉の拒否は禁止されます。

売り手が提出した「本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等」を買い手が拒み、消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる

買い手が消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定めて、売り手にその様式の用途を余儀なくされる

消費税の転嫁や表示方法などに関する相談は？

消費税価格転嫁等総合相談センター

TEL0570-200-123

九州経済産業局 消費税転嫁対策室

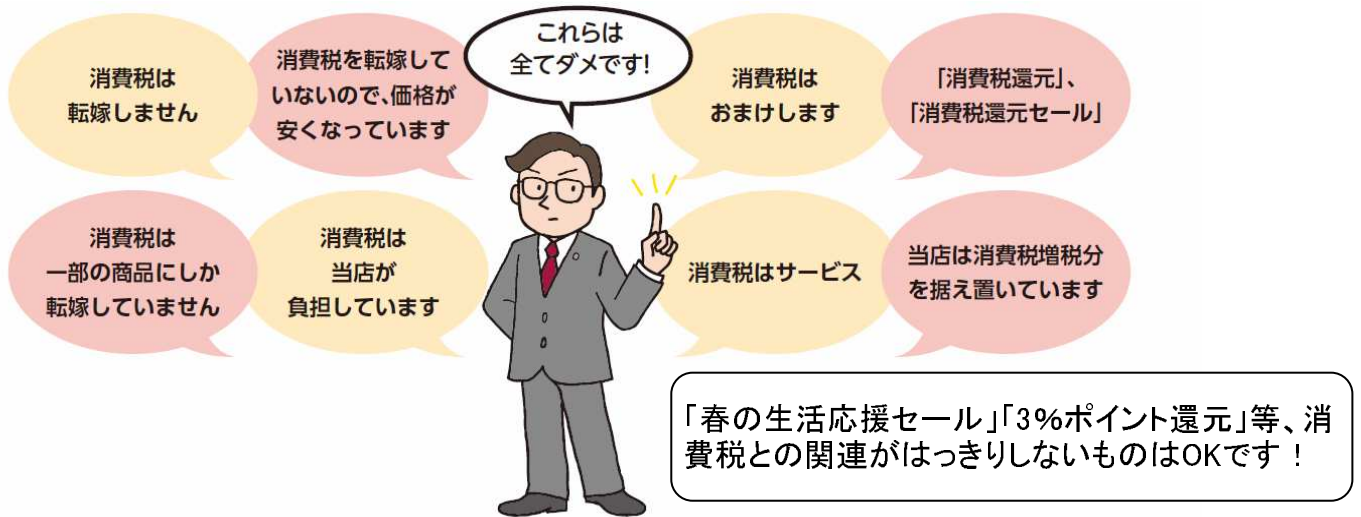
TEL092-482-5590

下請かけこみ寺・消費税転嫁対策相談

専用フリーダイヤル TEL0120-300-217

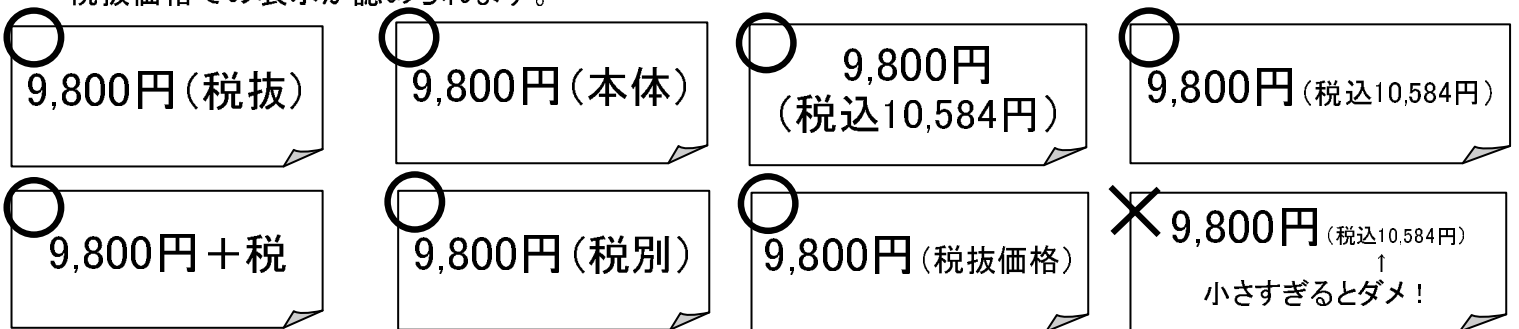
②「消費税還元セール」といった宣伝や広告が禁止されます。

消費税は「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。消費者に消費税の負担について誤認されないようにするために、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告は禁止されます。



②平成25年10月1日から税抜価格表示が認められます

原則は総額表示ですが、平成29年3月31日まで値札や店内表示、チラシやポスター等において税抜価格での表示が認められます。



※税抜価格であることをレジ周辺だけで表示してもダメです。消費者が税抜価格であるとハッキリ認識できるよう、大きさなどにも十分気をつけて、明瞭に表示しましょう。

緊急

~これだけは知っておきたい!『消費税率アップ対策セミナー』~

日程	時間	講師	場所
平成25年10月30日(水)	19:00~20:30	中小企業診断士 高橋衛 先生	宗像市商工会 本所 3階会議室 (東郷1-3-10)
平成25年11月18日(月)	14:30~16:00	公認会計士 中村勇樹 先生	
	19:00~20:30		

「表示は?」「レジは?」など実務で準備しておくことや、取引にかかる留意点についてわかりやすく解説します。
お電話又はFAXでお申込下さい TEL0940-36-2268 FAX0940-36-7822

●●●<11月> 税務相談日のお知らせ ●●●

開催日 **平成25年11月8日(金) 13:00~17:00**

宗像本所(宗像市東郷1-3-10)

平成25年11月19日(火) 13:00~17:00

玄海支所(宗像市江口1177-1)

税理士: 高木 賢太郎 先生 費用: 無 料

当日は予約制となっております。あらかじめお電話にてご予約ください。

宗像市商工会 Tel0940-36-2268 (担当: 緒方・入江・志水)

申告前のご相談はお早めに

商工会での申告をご検討されていて、まだ税務相談会員のお申込がお済みでない方は、お早めにご相談下さい。
1月以降のお申込は、ご希望に添えない場合がございます。